

奈良県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四十六号

奈良県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

奈良県食品衛生法施行条例（平成十二年三月奈良県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

第四条第二号中「食品等」を「食品及び添加物（以下「食品等」という。）」に改め、同条第十三号中「水道水又は」を「水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第五項に規定する水道事業者により供給される水（以下「水道水」という。）又は」に改め、同条を第三条とし、第五条を第四条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から起算して一年間は、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）附則第五条に規定する旧食品衛生法第五十条第二項の規定により定められた基準は、この条例による改正前の奈良県食品衛生法施行条例第三条に規定する基準とする。

（奈良県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

3 奈良県事務処理の特例に関する条例（平成十二年三月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十三の項事務の欄中「第四条ただし書」を「第三条ただし書」に改める。